

18才で成人になると、保護者の同意がなくても、自分の意思でさまざまな契約ができてしまいます。

かしこい消費者になろう！

- ① いらぬものは「いりません！」ときっぱり断る。
- ② 相手を簡単に信用しない。不審な着信やメールは無視する。
- ③ 「絶対もうかる」、「格安」等のうまい話を安易に信用しない。
- ④ その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人にまず相談する。
- ⑤ 安易な借金や借金返済のための借入れは絶対にやめましょう。



キャッシングやローン返済で困ったときは？

借金問題を解決し生活を立て直すためには、まずは相談です。一人で悩まず無料の多重債務相談窓口へご連絡ください。



多重債務相談窓口はこちら

しまった！解約したい！と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。支払ったお金は、全額返金要求できます。商品の引き取り費用は、事業者負担です。手続きは、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法などは20日以内）に書面または電磁的記録で通知します。

- はがきの場合は、両面コピーを取り、特定記録郵便等が簡易書留で送ります。
- 電子メールの場合は、送信したメールを保存します。
- ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームやSNS等の場合は画面のスクリーンショットを保存します。

クーリング・オフの通知の記入例

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 令和〇年〇月〇日
 商品名(またはサービス名) 〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××
 営業所 担当者 △△△
 支払った代金〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。
 令和〇年〇月〇日
 〇〇県〇市〇町 氏名〇〇 〇〇

クーリング・オフできる取引

取引内容	期間
訪問販売（アポイントメント商法等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法等）	20日間
訪問購入（自宅等で業者が貴金属等を買取る）	8日間

※通信販売は、原則クーリング・オフができません。クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターにご相談ください。



困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	あわら市消費生活センター	0776-73-8017
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	越前市消費生活センター	0778-22-3773
福井県警察本部(警察安全相談室)	#9110	坂井市消費生活センター	0776-50-3029
福井弁護士会	0776-23-5255	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
福井県司法書士総合相談センター	0776-43-1669	池田町消費生活相談窓口	0778-44-8003
福井市消費生活センター	0776-20-5588	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	美浜町消費生活相談窓口	0770-32-6703
大野市消費生活センター	0779-66-1111	高浜町消費生活相談窓口	0770-72-7703
勝山市消費生活センター	0779-88-8103	おおい町消費生活相談窓口	0770-77-4054
鯖江市消費生活センター	0778-53-2204	若狭町消費生活相談窓口	0770-45-9126

または、消費者ホットライン「188(いやや)」へ！

福井県金融広報委員会の協力を得て作成しています。 令和6年12月

ちょっと待った！その契約

おいしい話に気を付けて！

若者に多い消費者トラブル

ネットで注文した商品が届かない!!

先輩から「1日ですごく稼げるバイトあるけどやらない?」って誘われて...

お試し価格に つられたら 大変なことに!

うまい話には裏がある それ、「闇バイト」かも!

定期購入なんて知らなかった! 解約できない!!

知り合いからの誘い 行かなければよかった!



困った時にはまず相談！消費者ホットライン188(いやや)へお電話を
 (最寄りの消費生活センターにつながります)

福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102

受付時間

福井県嶺南消費生活センター TEL 0770-52-7830

9:00 ~ 17:00

- 土日相談を受け付けています。(祝日・年末年始は休館)
- 嶺南消費生活センターは、第3日曜日が休館です。

ホームページ

福井県 消費生活

県消費生活センター HP

フェイスブック

県消費生活センター Facebook

メールで相談の受付ができます!

県消費生活センター HP 「消費生活メール相談」

あなたの身近に こんなトラブルが！

インターネット通販

～商品が届かない！偽物が届いた！～

SNSの広告で、ブランドのバッグが格安だったので注文。代金を振り込んだのに、商品が届かない！



サイトに百貨店のロゴが付いていたので信用し、代引き配達で注文。届いた商品が偽物だった！

お金を支払ってしまうと返金は困難です。詐欺サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら、取引は控えましょう。

●通信販売はクーリング・オフができません。返品特約などをしっかり確認しましょう。

詐欺サイトの特徴

- ①大幅に値引きされている。
- ②日本語の字体や文章表現がおかしい。
- ③支払い方法が代引き配達のみになっている。
- ④前払いでの銀行振込口座が個人名義になっている。
- ⑤事業者の住所や電話番号の記載がない。
- ⑥大手企業の公式HPと似た作りになっている。

⚠️ 特に注意 副業サイト

～個人情報を伝えて借金までしたけど、本当にもうかるの!?～

SNSの広告を見て副業サイトに登録したら、「簡単な仕事で必ずもうかる」とのメッセージが届いたので、申込フォームに個人情報を入力して送信し、消費者金融4社から200万円借りて支払った。

サポートを受けながら仕事をしているのに、全くもうからない！借金が返せない！



「簡単に」「必ず」もうかる話はありません。

- 仕事を始める前にお金を請求されても、絶対に借金してはいけません。もうかるどころか借金の返済だけが残ります。
- 個人情報のほか、免許証を持った自撮りの送付、知らないアプリでのやり取りを促されたら要注意です。闇バイトへの誘導かもしれません。
- インターネット上では、さまざまな副業・アルバイトに関する情報が記載されています。始める前に、家族など周りの人に相談しましょう。

マルチ商法

～「人に勧めると…」で高額契約！～

友達から紹介された男性に、「50万円分の健康食品を購入して人に勧めるだけでマージンが入る」と言われた。「お金がない」と断ったら消費者金融で借りさせられ50万円を手渡した。マッチングアプリで知り合った人を勧誘するよう指示されている。

こんな契約をさせられるなら出かかったのに！



食事やイベントに誘われた先で、儲け話になったら注意しましょう！

- 身近な人から勧誘されて断りにくいと思っても、きっぱり断り、儲け話にはかかわらないようにしましょう。
- 「お金がない」という断り方をすると、消費者金融での借金やクレジットカードの作成を勧められる場合があります。安易に借金せず、断るときは「契約しない」とはっきり断りましょう。
- 自分が勧誘者になると相手をトラブルに巻き込んだり、人間関係のトラブルになることがありますので、注意しましょう。

お試し購入

～1回だけのつもりが、定期購入に！～

SNSの広告を見て、初回1,500円の化粧品を注文！頼んでいないのに、2回目の商品が届き、6,000円の請求書が入っていた。



業者に解約の電話をするけど、つながらない！

初回は安くても、2回目からは高額です。「定期購入」か、契約内容をしっかり確認しましょう！

- 「1回限りを確認して注文したのに、特別クーポンを利用したら定期購入になっていた」「回数縛りが無かったので1回だけで解約したら、高額な定価との差額を請求された」などのトラブルもあります。
- 「最終確認画面」は、スクロールして契約内容をしっかり確認し、画面のスクリーンショットを保存しましょう。

お試しエステ

～通い放題のはずが、予約取れない！～

SNSの広告を見て店舗に行き、お試し脱毛をして、「全身脱毛1年間通い放題が今なら50%オフ、無期限アフター保証付き」と勧められ、40万円の契約をしてしまった。



予約が取れないので解約を伝えたら、高額な解約料を請求された！納得できない！

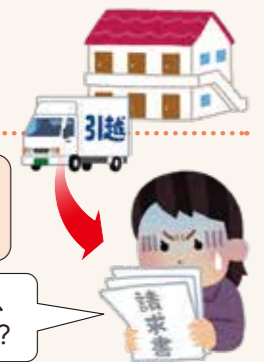
長期・高額な契約は慎重に！その場の雰囲気流されず、本当に必要な契約か冷静に考えましょう！

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告は、高額な契約の勧誘の可能性があります。
- 「割引は今日だけ」などと契約をせかされるケースもあるので注意しましょう！
- 長期契約は、「肌に合わない」「状況が変わって通えない」などが起きるかもしれません。都度払いができる店やコースを探してみましょう。

賃貸住宅契約

～退去時に高額請求～

4年間住んだアパートを退去したら、クロスや張替えやクリーニング代で15万円を請求された。



汚した覚えがないのに、払わないといけないの？

トラブル防止は、部屋を借りる時から注意しましょう！

- 契約する前に、契約書類の記載内容(禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項、特約)について必ず確認しましょう。
- 入居前からある傷や汚れなどは写真やメモで記録を残しておきましょう。
- 入居中に、雨漏りやトイレの水漏れなどのトラブルが発生したら、貸主側に相談しましょう。
- 退去する時には、精算内容をよく確認して、納得できない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改定版)」を参考に貸主側に説明を求め、話し合しましょう。